

臼杵市電子入札運用基準

令和4年7月改正版

臼杵市

— 目次 —

| | |
|---------------------------------|---|
| 1 総則 | |
| (1) 趣旨 | 1 |
| (2) 用語の定義 | 1 |
| (3) 対象入札方式 | 1 |
| (4) 隨意契約の取扱い | 1 |
| (5) 電子入札実施の考え方 | 2 |
| 2 入札参加者の利用者登録及び IC カードの取扱い | |
| (1) 電子入札システムが利用可能な IC カードの基準 | 2 |
| (2) 利用者登録 | 2 |
| (3) 特定 JV における IC カードの取扱い | 2 |
| (4) IC カードの有効期限の対応 | 2 |
| (5) IC カードの不正使用の取扱い | 2 |
| 3 電子入札案件の登録等 | |
| (1) 電子入札対象案件の明示 | 3 |
| (2) 受付機関等の設定 | 3 |
| (3) 登録事項の錯誤 | 3 |
| (4) 従来の入札への切替時の処理 | 3 |
| 4 入札参加者の関係書類の提出 | |
| (1) 添付書類の取扱い | 3 |
| (2) 電子入札システム以外の方法で添付書類の提出を認める基準 | 4 |
| (3) ウィルス感染ファイルの取扱い | 4 |
| (4) 特定 JV における関係書類の取扱い | 4 |
| 5 入札書等の取扱い | |
| (1) 入札書の受付 | 4 |
| (2) 入札金額内訳書の提出方法 | 4 |
| (3) 入札書提出時の留意点 | 4 |
| 6 電子入札案件に紙入札での参加を認める基準 | |
| (1) 紙入札での参加を認める基準 | 5 |
| (2) 紙入札による提出期限 | 5 |
| (3) 紙入札から電子入札への移行 | 5 |
| 7 入札の辞退等 | |
| (1) 入札書提出前の辞退等 | 5 |
| (2) 入札書提出後の辞退等 | 5 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 8 開札 | |
| (1) 開札方法 | 5 |
| (2) 開札時の立会い | 6 |
| (3) くじの取扱い | 6 |
| (4) 再入札等の開札予定日時の設定基準 | 6 |
| (5) 開札が長引いた場合 | 6 |
| (6) 開札の延期 | 6 |
| (7) 開札の中止 | 6 |
| 9 システム上の障害等の取扱い | |
| (1) 入札参加者側のシステム障害時 | 6 |
| (2) 発注者側のシステム障害時 | 6 |
| 10 その他 | |
| (1) 電子入札における日時・時刻の基準 | 7 |
| (2) 電子入札システム等の運用時間 | 7 |
| (3) 電子入札における帳票等 | 7 |
| (4) 入札関連情報の公表 | 7 |
| 附 則 | 7 |
| 様式第1号 媒体提出届 | 8 |
| 様式第2号 紙入札（見積）参加届出書 | 9 |
| 【資料1】受付期間等の標準的な考え方（通常型指名競争入札） | 10 |
| 【資料1－2】受付期間等の標準的な考え方 | |
| (要件設定型一般競争入札（事後審査型）) | 11 |
| 【資料1－2－1】受付時期等の標準的な考え方 | |
| (要件設定型一般競争入札（事後審査型）特定JV登録が必要な場合) | 12 |
| 【資料1－3】受付期間等の標準的な考え方 | |
| (要件設定型一般競争入札（総合評価落札方式）) | 13 |
| 【資料1－3－1】受付時期等の標準的な考え方 | |
| (要件設定型一般競争入札（総合評価落札方式）特定JV登録が必要な場合) | 14 |
| 【資料1－4】受付期間等の標準的な考え方（随意契約） | 15 |
| 【資料2】電子くじの仕組み（基本的な仕組み） | 16 |
| 【資料2－2】電子くじの仕組み（事後審査方式の入札の場合） | 17 |
| 【資料3】電子入札における紙入札書 | 18 |
| 【資料3－2】電子入札における紙見積書 | 19 |

白杵市電子入札運用基準

1 総則

(1) 趣旨

この電子入札運用基準は、本市（以下「発注者」という。）と入札参加者がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用したシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う入札手続（以下「電子入札」という。）について、円滑かつ適切に運用できるよう取扱いを定めるものである。

なお、この電子入札運用基準に定めるもののほか必要な事項は、白杵市契約事務規則、白杵市公共工事請負契約約款、白杵市土木設計業務等委託契約約款及び白杵市建築設計業務委託契約約款に定めるところによる。

(2) 用語の定義

① 入札参加者

入札（見積を含む。）に参加しようとする者

② 紙入札

電子入札において発注者の承認を受け、紙において行う入札

③ 従来の入札

電子入札導入以前の紙による入札

④ 電子証明書

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「電子認証局」という。）が発行する証明書

⑤ IC カード

電子認証局が発行した電子証明書が格納されているカードで、紙の書類に押印する印鑑に相当するもの

⑥ 代表者

入札参加資格のある事業者の代表者

⑦ 受任者

代表者から入札・見積権限及び契約権限について、年間委任状（入札参加資格申請に伴うもの）により委任を受けた者

⑧ 特定 JV

特定建設工事共同企業体

⑨ 入札情報サービスシステム（PPI）

入札に関連する情報をインターネットを介して公表するシステム

(3) 対象入札方式

この電子入札運用基準を適用する入札は、一般競争入札方式、指名競争入札方式及び随意契約（一者によるものを除く。）による建設工事及び建設コンサルタント業務等のうち、発注者が電子入札で行う旨を指定した案件とする。

(4) 随意契約の取扱い

随意契約について電子入札による見積執行を行う場合は、他に定めがある事項を除き本運用基準に定める入札執行の取扱いに準じるものとする。

(5) 電子入札実施の考え方

発注者が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理するものとし、原則として紙による参加申請書や入札書の提出は認めないものとする。

2 入札参加者の利用者登録及び IC カードの取扱い

(1) 電子入札システムが利用可能な IC カードの基準

電子入札システムが利用可能な IC カードは、別途公表する電子認証局が発行したもので、建設工事及び建設コンサルタント業務等委託業務について、臼杵市に入札参加資格申請をした代表者の名義と同一の名義である IC カードとする。

ただし、入札・見積権限及び契約権限について、入札参加資格申請時に年間委任状が提出されている場合は、その受任者（支店、営業所等の代表者）の名義と同一の名義の IC カードでなくてはならない。

(2) 利用者登録

初めて電子入札システムを利用する場合や新たに IC カードを取得した場合は、電子入札システムによる発注機関が臼杵市とする利用者登録を行うものとする。

また、入札参加資格に関わる登録事項に変更がある場合は、電子入札システムによる利用者登録の変更と併せて入札参加資格に関わる変更手続を行うものとする。

ただし、電子入札システムのみに登録されている事項（電子メールアドレス等）に変更があった場合は、電子入札システムによる利用者登録の変更のみを行うものとする。

(3) 特定 JV における IC カードの取扱い

特定 JV における電子入札システムが利用可能な IC カードは、特定 JV の代表構成員の代表者等の名義の IC カードとする。なお、特定 JV での入札参加にあたっては、特定 JV の代表構成員の代表者等が入札・見積に関する権限を有する旨の記載された建設工事共同企業体協定書（以下「協定書」という。）の写しによる確認を必要とする。

(4) IC カードの有効期限の対応

入札参加者は、現在使用している IC カードの有効期限内に新しい IC カードを再取得し、電子入札システムによる利用者登録の更新を行うものとする。

なお、登録事項の変更を伴う場合は、2の（2）の規定に準じるものとする。

(5) IC カード不正使用の取扱い

入札参加者が IC カードを不正に使用した場合には、発注者が別途定めるところにより、入札参加資格の取消し又は資格の格下げ、若しくは指名停止措置を講じができるものとする。

また、不正に使用した者が当該入札案件の落札候補者である場合は、落札候補者の決定を取り消すことができるものとし、落札者である場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとし、契約締結後に不正使用が判明した場合には、契約を解除することができるものとする。

<不正に使用した場合の例示>

- ① 異なる名義（商号、代表者）の IC カードで入札書等を提出した場合
- ② 他人の IC カードを不正に使用し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の IC カードを使用して入札に参加した場合

3 電子入札案件の登録等

(1) 電子入札対象案件の明示

電子入札対象案件の入札公告等を作成する際には、電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

(2) 受付期間等の設定

電子入札案件における期間・日時の設定は次のとおりとする。（詳細は、本運用基準資料を参照）

① 入札書の提出期間

入札書の提出期間は、指名競争入札及び随意契約にあっては設計図書等の閲覧期間と同期間（ただし、閲覧期間が1日の場合は1日加えた期間）を、一般競争入札にあっては閲覧期間終了日前2日から閲覧期間終了日までの3日間（臼杵市の休日を定める条例（平成17年臼杵市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）を標準とする。

なお、特別な事情がある場合はこの期間によらないことができるものとする。

② 設計図書等の閲覧期間

従来の入札における運用に準じるものとする。

③ 開札予定日時

入札書受付締切日の翌日を標準とする。

ただし、総合評価落札方式による場合は、入札書受付締切日の翌日から起算して15日以内に行うものとする。

なお、特別な事情がある場合はこの日時によらないことができるものとする。

④ 内訳書開封予定日時（内訳書の提出を求めた場合）

それぞれの入札方式により、開札予定日時前、あるいは開札予定日時後に設定するものとする。

⑤ その他の期間・日時

各入札方式とも従来の入札における運用に準じるものとする。

(3) 登録事項の錯誤

公告済みの案件に錯誤があった場合は、登録内容を変更するときはその旨を、当該案件を中止するときはその旨を、電子入札システム、電子メール、電話、FAX等により入札参加者へ連絡するものとする。

(4) 従来の入札への切替時の処理

特別な事情により発注者が当該案件を電子入札から従来の入札へ切り替えるに至った場合は、その旨及び新たな入札日時等を電子入札システム、電子メール、電話、FAX等により入札参加者へ連絡するものとする。

4 入札参加者の関係書類の提出

(1) 添付書類の取扱い

入札手続において必要な添付書類は、原則として電子入札システムを利用して電子ファイルにより提出するものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しないものとする。

なお、添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形

式は、公告文等において発注者が指定するものとする。

(2) 電子入札システム以外の方法で添付書類の提出を認める基準

次の基準に該当する場合は、添付書類の全部又は一部を電子媒体若しくは紙で提出できるものとし、郵便書留等の配達記録が残る郵送等での提出も可能とする。

なお、添付書類の全部又は一部を電子媒体若しくは紙で提出する場合は、事前に発注者の承認を得て、「媒体提出届」（様式第1号）を添付し、電子入札システムによる関係書類の提出期限までに提出するものとする（郵送等による場合は必着とする。）。

<電子媒体若しくは紙による提出を認める基準>

- ① 電子ファイルの容量が3メガバイトを超える場合
- ② 発注者が電子媒体若しくは紙による提出を指示した場合
- ③ 電子入札システムによる提出が適さないと認められる場合

※ 上記①、②及び③のいずれの場合にも、電子媒体による提出は、CD - R 等の書き換えのできない媒体によるものとする。また、紙と電子媒体の併用は認めないものとする。

(3) ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合には、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、発注者よりウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

(4) 特定JVにおける関係書類の取扱い

特定JVでの入札参加にあたっては、電子入札システムによる入札手続に先立ち、発注者が別途指定する期日までに協定書の写しを原則として持参し、提出するものとする。

発注者は、提出された協定書の写しにより、特定JVの情報を電子入札システムに登録し、以降の入札手続は双方とも電子入札システムで行うものとする。

5 入札書等の取扱い

(1) 入札書の受付

入札書は、入札金額及びくじ番号（「0」から「9」までの数字を3文字組み合わせたもののうち、「0」を3文字組み合わせたものを除くもの。以下同じ。）が明記されたものを有効なものとして取り扱うものとする。

なお、入札金額内訳書が必要な場合には、併せて入札金額内訳書が添付されたものを有効な入札書として取り扱うものとする。

(2) 入札金額内訳書の提出方法

4の(1)、4の(2)及び4の(3)の規定に準じるものとする。

(3) 入札書提出時の留意点

入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- ① 入札書入力は正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行つてから入札書を提出すること。
- ② 入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- ③ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により必ず確認すること。

6 電子入札案件に紙入札での参加を認める基準

(1) 紙入札での参加を認める基準

入札参加者が、次の基準により当初から、あるいは電子入札システムによる手続開始後に紙入札で参加しようとする場合は、「紙入札（見積）参加届出書」（様式第2号）を発注者に2部持参により提出し、承認を得るものとする。

<紙入札を認める基準>

- ① 商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
- ② ICカードの閉塞（PIN番号の連續した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続中の場合
- ③ その他やむを得ない事情があると認められる場合

※ 上記①及び②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限る。

(2) 紙入札による提出期限

紙入札で参加する場合の関係書類の提出期限は、電子入札の提出期限と同じとし、期限までに発注者に提出するものとする。

また、入札書は、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

(3) 紙入札から電子入札への移行

発注者が紙入札での参加を認めた場合は、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。

7 入札の辞退等

(1) 入札書提出前の辞退等

入札参加者が、入札書提出前に入札を辞退する場合は、辞退届を提出するものとする。ただし、いったん提出された辞退届は、いかなる時点においても撤回を認めないものとする。

なお、入札書提出締切日時において、入札書又は紙入札（見積）参加届出書若しくは辞退届の提出がない場合は、入札参加者が入札を辞退したとみなす。

(2) 入札書提出後の辞退等

入札書提出後、入札の辞退は認めないものとする。

また、いったん提出された入札書は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとする。

なお、正当な理由がなく落札者が契約を締結しない場合には、発注者が別途定めところにより指名停止措置を講じができるものとし、入札保証金が納付されている場合、納付された入札保証金は返還しないものとする。

8 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとする。

なお、紙入札による入札参加者がいる場合は、入札執行者の開札宣言後に紙の入札書を開封し、発注者が入札金額、くじ番号を電子入札システムに登録するものとする。

(2) 開札時の立ち会い

電子入札による入札参加者（紙入札を行うことが承認された者を含む。）のうち希望する者は、開札に立ち会うことができるものとするが、入札保証金の必要な入札参加者については、開札時に入札保証金を持参し、原則として開札に立ち会うものとする。

なお、開札の立ち会いに際し、本項前段に定める希望者等がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとするが、臼杵市電子入札立会要領第3項の但し書き規定に該当する場合は、立ち会いを要しないものとする。

（3）くじの取扱い

落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を、要件設定型一般競争入札にあっては入札参加資格を審査するための順位を、決定するものとする。

ただし、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者の決定又は入札参加資格を審査するための順位の決定をすることが困難な場合は、これによらず、本運用基準資料2及び資料2-2の[電子くじの仕組み]を基に決定するものとする。

（4）再入札等の開札予定日時の設定基準

1回目の入札執行により落札者が決定せず、再入札又は随意契約により入札を執行する場合、再入札書又は見積書の開札予定日時は、前回の開札予定日時の翌日の同時刻を標準として設定するものとする。

なお、この場合の入札書提出締切日時は、開札予定日時の直前を標準として設定するものとする。

（5）開札が長引いた場合

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延する場合は、必要に応じて電子入札システムその他適切な手段により処理状況の情報提供を行うものとする。

（6）開札の延期

開札を延期する場合は、電子入札システムその他適切な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

（7）開札の中止

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適切な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するものとする。なお、提出された入札書は開封しないものとする。

9 システム上の障害等の取扱い

（1）入札参加者側のシステム障害時

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、従来の入札への移行等の措置を講じるものとする。

なお、入開札業務の延期、従来の入札への移行等の措置を講じる場合は、必要な事項を電子入札システム、電子メール、電話、FAX等により入札参加者に連絡するものとする。

（2）発注者側のシステム障害時

発注者の電子入札システム用サーバー、ネットワークなどに障害が発生し、入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入

開札業務の延期、従来の入札への移行等の措置を講じるものとする。この場合、電子入札システム以外の方法（電子メール、電話、FAX 等）により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

10 その他

(1) 電子入札における日付・時刻の基準

電子入札における日付・時刻は、電子入札システム上の日付・時刻を基準とする。

(2) 電子入札システム等の運用時間

電子入札システム及び入札情報サービスシステム(PP I)の運用時間は、次のとおりとする。

なお、休日とは臼杵市の休日を定める条例（平成17年臼杵市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）をいう。

| | 電子入札システム | PP I |
|-------|------------------------|----------------------------|
| 発注機関 | 8:00～22:00 (休日を除く。) | 同左 ※インターネットによる参照は下記のとおり |
| 入札参加者 | 9:00～20:00 (休日を除く。) | 6:00～23:00 (休日を除く。) |

(3) 電子入札における帳票等

電子入札案件における帳票等の様式は、本運用基準に定めるもの及び電子入札システムの様式によるものとする。

なお、電子入札案件に紙入札（見積を含む。）で参加する場合は、別に定める様式によるものとする。（本運用基準資料に様式例添付）

(4) 入札関連情報の公表

入札に関する情報は、発注者が別途定めるところにより必要な事項を入札情報サービスシステム(PP I)に登録し、インターネットを介して公表するものとする。

附 則

この運用基準は、令和4年7月1日から施行する。

【改正履歴】

平成19年3月1日制定

平成23年4月1日改正

平成28年4月1日改正

様式第1号

媒 体 提 出 届

年 月 日

契約担当者 様

(提出者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記案件の資料を（媒体名*1）で提出します。

記

1 案件名称（工事名等）

2 提出方法及び書類名

（1） 提出方法*2

（2） 提出書類名及び提出媒体名*3

〔記載例〕

経営事項審査の総合評定値通知書の写し（CD-R）

（注）

*1 媒体名には紙媒体又は電子媒体の別を記載してください。

*2 提出方法は、郵送、持参等の別を記載してください。

*3 提出媒体名は、電子媒体による提出時のみ記載してください。

※ 競争参加資格確認申請書及びそれらに添付する資料等（以下「資料等」という。）のすべてを電子入札システム以外の方法で提出した場合で、入札書を電子入札システムにより提出する場合は、指定された期日までに、電子入札システムの競争参加資格確認申請書の提出の画面から、資料等に代わるものとして、この「媒体提出届の写し」のみを添付し、電子入札システムから提出を行ってください。
(電子入札システムの競争参加資格確認申請書の画面から書類の提出がない場合は、次のステップ「電子入札行為」に進むことができません。)

様式第2号（発注者用・入札（見積）参加者用）

※ 発注者が記入

| | | | | | | |
|-----|----------|----------------------------|---|----------------------------|---|---|
| 受付印 | 受付日時 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| | | | | | | |
| | 参加の適否 | <input type="checkbox"/> 適 | | <input type="checkbox"/> 否 | | |
| | | | | | | |
| | 入札書の持参日時 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| | | | | | | |
| | (見積書) 場所 | | | | | |
| | | | | | | |

紙入札（見積）参加申出書

年 月 日

契約担当者

樣

(提出者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記案件について、電子入札システムによる入札（見積）に参加できないため、紙入札による参加〔当初・手続中〕の届出書を提出します。

記

- 1 案件名称（工事名等）

2 電子入札システムによる参加ができない理由（□にチェックしてください。）

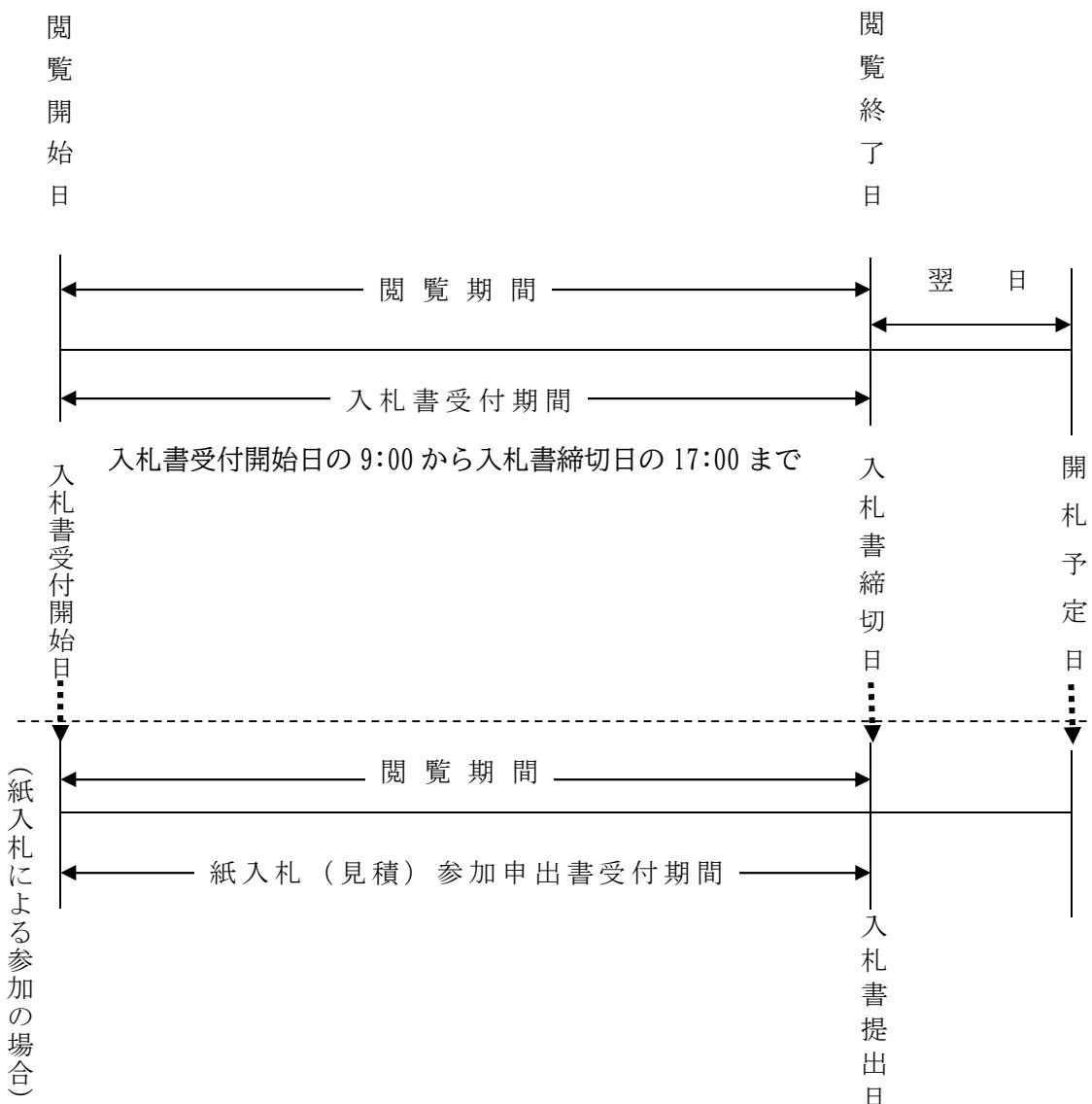
□電子証明書（IC カード）の取得手続中
□変更 □失効 □紛失・破損等

取得手續開始時期（ ）

□その他（理由を具体的に記載してください。）

電子入札への参加可能予定期間（ 年 月 日）

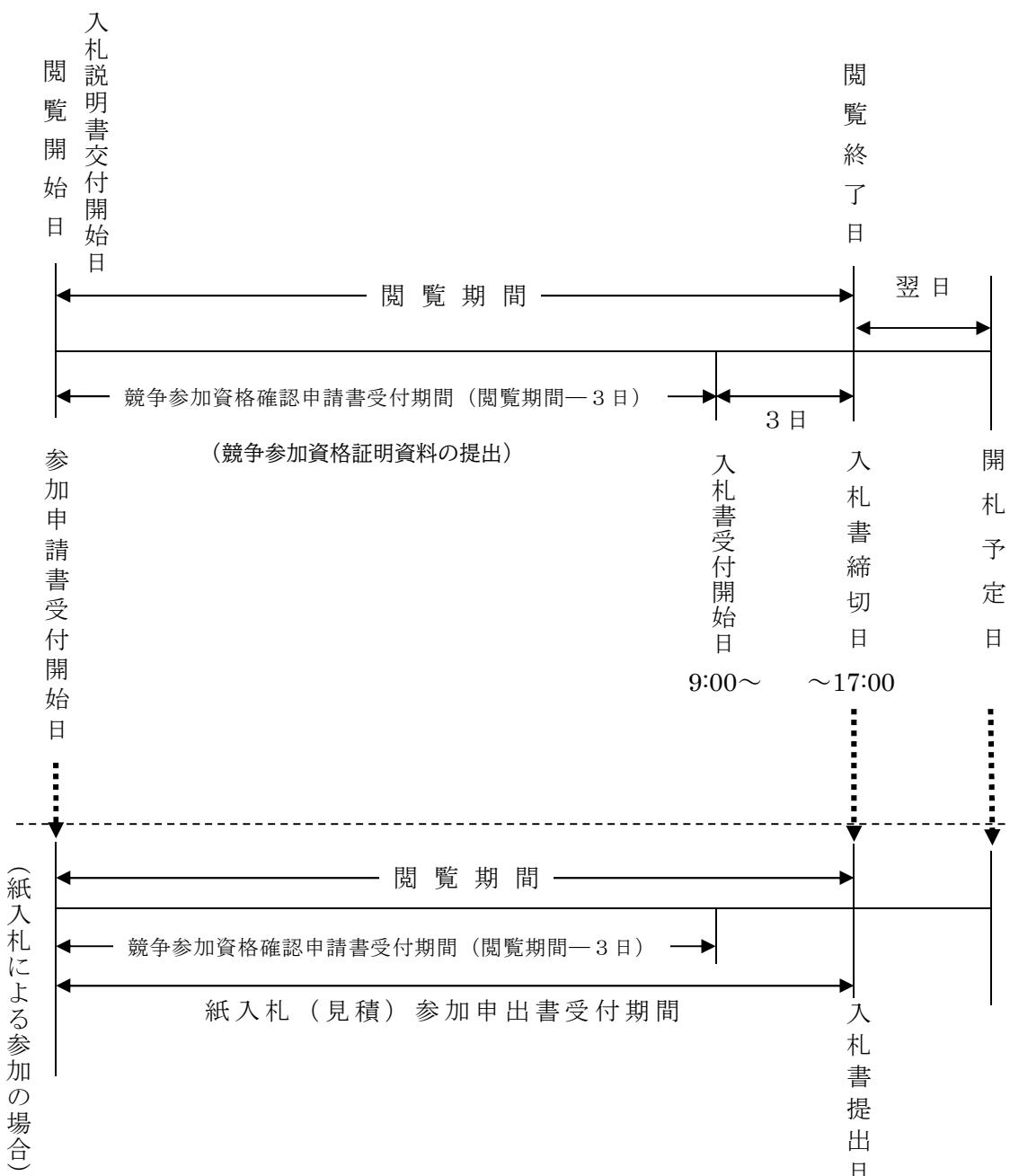
【資料1】受付期間等の標準的な考え方（通常型指名競争入札）



※ 注意事項

- ① 電子での入札書受付期間の受付開始時刻は 9:00、締切時刻は 17:00 を基本とする。ただし、入札書締切日を除く入札書受付期間の入札書受付締切時刻は、20:00 までとする。
- ② 閲覧期間が 1 日の場合の入札書の提出期間は、閲覧期間に 1 日を加えた 2 日とする。
- ③ 特段の事情がある場合は、上記の入札書受付期間（時刻）によらないことも可とするが、その旨を入札参加者に対し明示すること。また、この場合入札参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定すること。

【資料1－2】受付期間等の標準的な考え方（要件設定型一般競争入札（事後審査型））

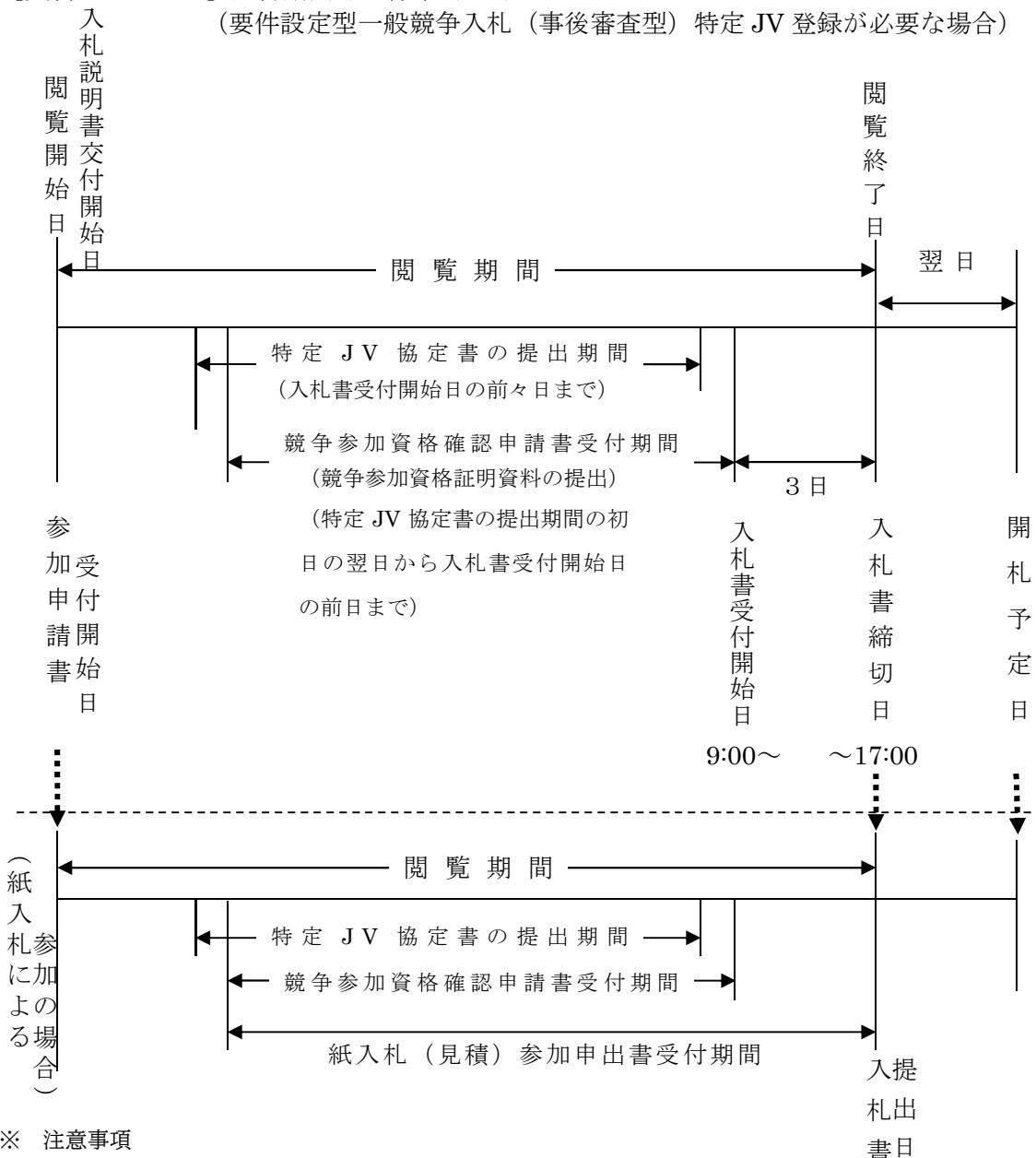


※ 注意事項

- ① 電子での入札書受付期間の受付開始時刻は9:00、締切時刻は17:00を基本とする。ただし、入札書締切日を除く入札書受付期間の入札書受付締切時刻は、20:00までとする。
- ② 特段の事情がある場合は、上記の入札書受付期間（時刻）によらないことも可とするが、その旨を入札参加者に対し明示すること。また、この場合入札参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定すること。

【資料1－2－1】受付期間等の標準的な考え方

(要件設定型一般競争入札（事後審査型）特定JV登録が必要な場合)

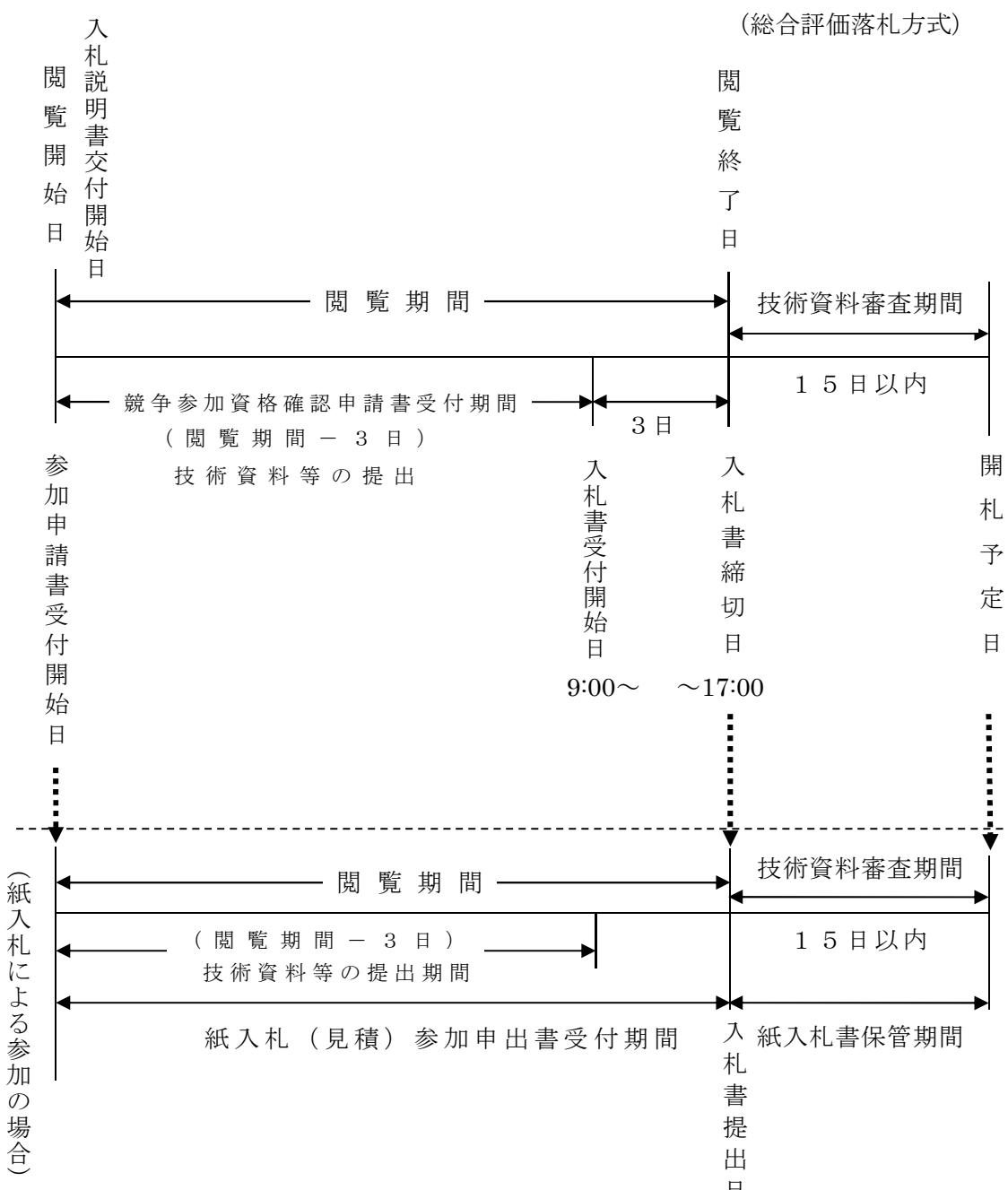


※ 注意事項

- ① 電子での入札書受付期間の受付開始時刻は9:00、締切時刻は17:00を基本とする。ただし、入札書締切日を除く入札書受付期間の入札書受付締切時刻は、20:00までとする。
- ② 特段の事情がある場合は、上記の入札書受付期間（時刻）によらないことも可とするが、その旨を入札参加者に対し明示すること。また、この場合入札参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定すること。
- ③ 特定JV登録は、入札参加者が電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する前に必要となるので、発注者は提出された協定書に基づき、事前にシステム登録を行うこと。また、協定書の提出期限は、競争参加資格確認申請書受付期限までに登録の余裕を持って設定すること。なお、協定書の提出期間は電子入札システム上では設定できないため、必ず入札公告等で明示すること。

【資料1－3】受付期間等の標準的な考え方（要件設定型一般競争入札）

（総合評価落札方式）

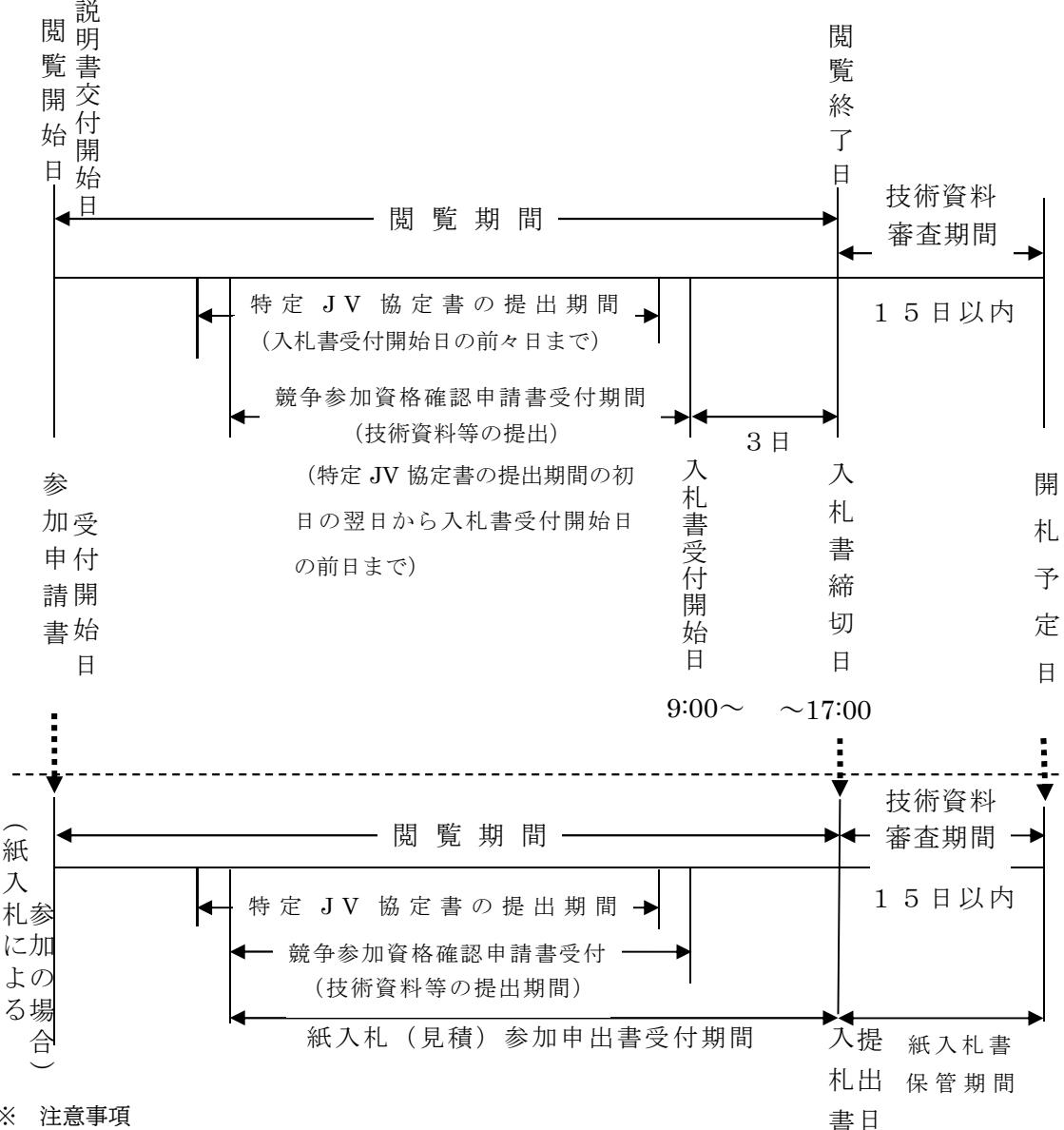


※ 注意事項

- ① 電子での入札書受付期間の受付開始時刻は9:00、締切時刻は17:00を基本とする。ただし、入札書締切日を除く入札書受付期間の入札書受付締切時刻は、20:00までとする。
- ② 特段の事情がある場合は、上記の入札書受付期間（時刻）によらないことも可とするが、その旨を入札参加者に対し明示すること。また、この場合入札参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定すること。

【資料1－3－1】受付期間等の標準的な考え方

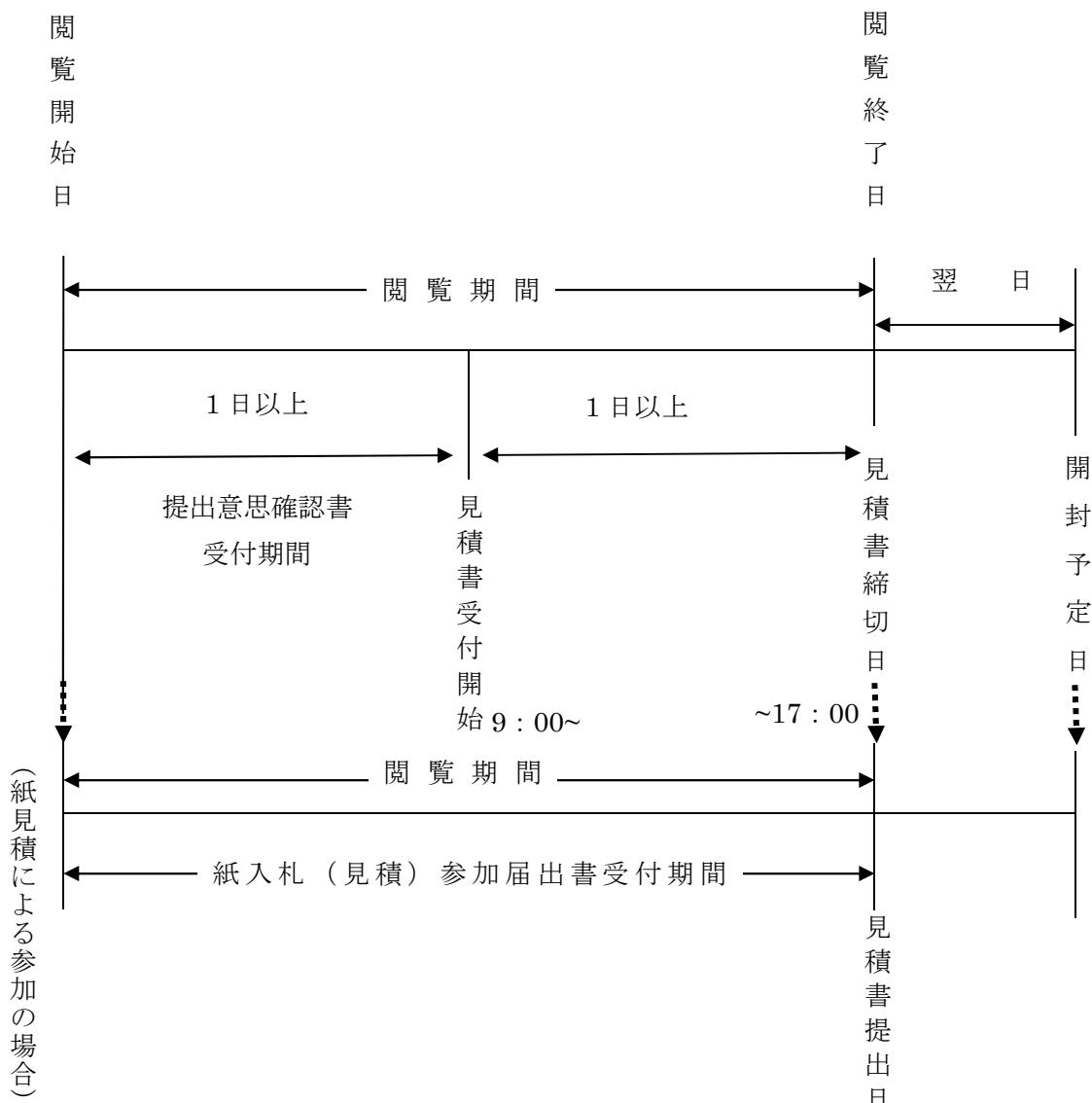
(要件設定型一般競争入札(総合評価落札方式) 特定JV登録が必要な場合)



※ 注意事項

- ① 電子での入札書受付期間の受付開始時刻は9:00、締切時刻は17:00を基本とする。ただし、入札書締切日を除く入札書受付期間の入札書受付締切時刻は、20:00までとする。
- ② 特段の事情がある場合は、上記の入札書受付期間(時刻)によらないことも可とするが、その旨を入札参加者に対し明示すること。また、この場合入札参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定すること。
- ③ 特定JV登録は、入札参加者が電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する前に必要となるので、発注者は提出された協定書に基づき、事前にシステム登録を行うこと。また、協定書の提出期限は、競争参加資格確認申請書受付期限までに登録の余裕を持って設定すること。なお、協定書の提出期間は電子入札システム上では設定できないため、必ず入札公告等で明示すること。

【資料1－4】受付期間等の標準的な考え方（随意契約）



※ 注意事項

- ① 電子での見積書受付期間の受付開始時刻は9:00、締切時刻は17:00を基本とする。
なお、受付期間中の電子入札システムによる見積書提出は夜間でも可(20:00まで)とする
- ③ 特段の事情がある場合は、上記の見積書受付期間(時刻)によらないことも可とするが、その旨を見積参加業者に対し明示すること。また、この場合、見積参加者が電子入札システムによる処理が十分にできるよう配慮して期間を設定すること。

【資料2】電子くじの仕組み（基本的な仕組み）

開札の結果、落札者となるべき金額を入札した者が複数あった場合の電子くじの仕組みは、以下のとおりとする。

- ① 落札者となるべき金額を入札した者のくじ番号の合計を算出する（くじ番号は、3文字組み合わせた数字のうち、左を百の位、中を十の位、右を一の位とする。）。

※ 紙入札において、くじ番号を「000」として入札した場合は、電子入札システムへの登録ができないため無効となる。

[例] (会社名) (入札金額) (くじ番号)

| | | |
|----|------------|------------------|
| A社 | 1,000,000円 | 121・・・落札者となるべき金額 |
| B社 | 1,000,000円 | 745・・・落札者となるべき金額 |
| C社 | 1,200,000円 | 333 |
| D社 | 1,500,000円 | 960 |
| E社 | 1,000,000円 | 581・・・落札者となるべき金額 |

$$121\text{ (A社)} + 745\text{ (B社)} + 581\text{ (E社)} = 1,447$$

- ② 上記により算出した合計を、同価となった入札参加者数で割り、余りを算出する。

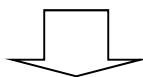
$$1,447 \div 3 = 482\cdots 1\text{ (余りの数)}$$

- ③ 同価となった入札参加者が、入札書を登録した順に0（ゼロ）から番号を割り振る。

※ 紙入札の場合は、発注者が電子入札システムに登録した時間

(入札書登録日時) (番号)

| | | | |
|----|-----------|----------|-----|
| A社 | 23日 10:00 | → 1番早い | → 0 |
| B社 | 24日 13:00 | → 2番目に早い | → 1 |
| E社 | 24日 16:00 | → 3番目に早い | → 2 |



②により算出した余りの数が1のため、③で1の番号を割り振られたB社が落札者となる（仮に余りの数が0の場合はA社、2の場合はE社といった結果となる。）。

※ 注意事項 紙入札による参加の場合の順位

紙入札による参加の場合は、「紙入札（見積）参加申出書」（様式第2号）の受付日時の早い順に、電子による入札書提出者の最後尾から番号を割り振り、登録する。

[例] (入札方法) (番号)

| | | | | |
|----|----|-------------------------|----------|-----|
| A社 | 電子 | → 23日 10:00 (入札書の提出時間) | → 1番早い | → 0 |
| B社 | 電子 | → 24日 13:00 (入札書の提出時間) | → 2番目に早い | → 1 |
| E社 | 紙 | → 23日 9:30 (様式第2号の受付日時) | → 3番目に早い | → 2 |

【資料2－2】電子くじの仕組み（事後審査方式の入札の場合）

事後審査方式による入札において、開札の結果、資格審査を実施する順位（以下「審査順位」という。）を決定する必要がある。

〔例〕(順位)(入札参加者)(入札金額)(くじ番号)(入札書登録日時)

| | | | | |
|---|----|--------------|-----|----------|
| 1 | B社 | 100,000,000円 | 745 | 24日13:00 |
| 2 | A社 | 100,000,000円 | 121 | 23日10:00 |
| 3 | E社 | 100,000,000円 | 581 | 24日16:00 |
| 4 | C社 | 100,200,000円 | 333 | 22日14:00 |
| 5 | D社 | 100,500,000円 | 960 | 25日11:00 |
| 6 | F社 | 100,500,000円 | 626 | 25日15:00 |

上記のような審査順位を決定するための電子くじの仕組みは、次のとおりとする。

① 入札金額が同価（総合評価落札方式においては、評価値が同数）となっている入札参加者が3名以上いる場合は、次のとおり電子くじにより審査順位を決定する。

ア 落札候補者（審査順位が1位の者）となるべき同価（総合評価落札方式においては、評価値が同数）となっている入札参加者のくじ番号の合計を算出する。

$$\text{〔例〕 } \underline{121(\text{A社}) + 745(\text{B社}) + 581(\text{E社})} = 1,447$$

イ 上記により算出した合計を同価（総合評価落札方式においては、評価値が同数）となっている入札参加者数で割り、余りを算出する。

$$\text{〔例〕 } 1,447 / 3 = 482 \cdots 1 \text{ (余りの数)}$$

ウ 入札書登録日時の早い順に「0（ゼロ）」から整理番号を割り振り、余りの数と合致した入札参加者が審査順位1位を得る。

〔例〕 (整理番号)

A社 → 0

B社 → 1 → 余りの数と合致しているため審査順位1位を獲得

E社 → 2

エ 審査順位2位以下の入札参加者の審査順位の決定は、審査順位1位の入札参加者を除く入札参加者により再度ア～ウの手順を実施する。

$$\text{〔例〕 } 121(\text{A社}) + 581(\text{E社}) = 702 \quad 702 / 2 = 351 \cdots 0 \text{ (余りの数)}$$

A社が審査順位2位を獲得

② 入札金額が同価（総合評価落札方式においては、評価値が同数）となっている入札参加者が2名の場合は、①のエの例によるものとし、入札参加者が4名以上の場合は、①のア～エと同様の手順を繰り返す。

③ 最低入札金額以外の入札金額が同価（総合評価落札方式においては、評価値が同数）となっている場合でも、①及び②の手順を実施する。

$$\text{〔例〕 } 960(\text{D社}) + 626(\text{F社}) = 1,586 / 2 = 793 \cdots 0 \text{ (余りの数)}$$

この2社（D社とF社）のうち、D社が審査順位の上位を獲得する。

【資料3】電子入札における紙入札書

様式第12号（第26条関係）（その2）※電子入札における紙入札書

入 札 書

| | | | |
|------------------|--|--|--|
| ￥ | | | |
| 工事名 (業務名) | | | |
| 工事の場所 (業務の場所) | | | |
| くじ番号 | | | |

臼杵市契約事務規則及び臼杵市公共工事請負契約約款（もしくは臼杵市業務委託契約約款）
を承諾の上、上記のとおり入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

契約担当者

様

〔臼杵市契約事務規則様式〕

【資料3－2】電子入札における紙見積書

| 見 積 書 | | | | |
|------------------|--|--|--|--|
| ¥ | | | | |
| 工事名 (業務名) | | | | |
| 工事の場所 (業務の場所) | | | | |
| くじ番号 | | | | |

臼杵市契約事務規則

を承諾の上、上記のとおり見積します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

㊞

契約担当者

様

[任意様式]